

公益財団法人 全国商業高等学校協会の検定組織

1. 組織図

財団本部 ⇨ 都道府県検定委員会 ⇨ 都道府県本部校 ⇨ 試験場校 ⇨ 分会場校

2. 試験場校・分会場校の規定について

【試験場校】

- ① 試験場校は原則として当協会の会員校とする。
ただし、会員校に該当しない**高等学校**（非会員校）であっても下記③を満たした場合は試験場校として登録できる。
- ② 会員校の試験場校においては、各検定試験で受験申込者数は**30名以上**を原則とする。
ただし、都道府県検定委員会委員長または本部校委員長が適正な試験が実施できると判断した場合は、受験申込者数が**15名以上**であれば試験場校になることができる。
なお、会計実務検定試験については、当分の間**5名以上**とする。
- ③ 非会員校においては、検定委員長及び本部校委員長が検定試験の信頼性を損ねず適正に検定試験が実施できると判断した場合は、受験申込者数が**50名以上**であれば試験場校として認める。
ただし、英語検定試験及びビジネスコミュニケーション検定試験は受験申込者数が**15名以上**、会計実務検定試験は**5名以上**の場合は試験場校として認める。
- ④ 試験場校として登録されている場合でも、受験申込者数が規定人数に達していない場合は、エラーメッセージが表示され、事務手続きはできない。
分会場校としての受験もしくは外部での受験となる。
- ⑤ 分会場校をもつ試験場校は、検定試験を実施する全ての分会場校の提出書類（受験申込業務から収支決算報告業務まで）を合算して財団本部、都道府県検定委員会、都道府県本部校へ報告する。

【分会場校】

- ① 会計実務検定を除く全ての検定試験に分会場校を設けることができる。
- ② 分会場校とは試験場校の指示に従い、自校で受験させる学校等のことをいう。
- ③ 当協会の会員校である必要はない。
- ④ 各検定試験の受験申込者数が**5名以上**を原則とする。
ただし、**5名に満たない**場合でも、都道府県検定委員会委員長または本部校委員長が特別に認めた場合は、分会場校となることができる。